

豊中市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士の宿舎を借り上げるための費用を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、市内の民間保育所、私立認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）における保育士宿舎借り上げ支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市内の保育所等に対し、保育士用の宿舎を借り上げる費用を補助する。

(事業の対象)

第3条 本事業の対象は保育所等を経営する者であつて、次の各号のすべてに該当する者（以下「事業実施者」という。）とする。

- (1) 事業実施者が借り上げている保育士宿舎を有すること。
- (2) 当該事業実施者が雇用した保育士を前号の宿舎に居住させていること。

(対象保育士)

第4条 本事業の対象保育士は保育所等に勤務する常勤保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して6年以内の者とする。ただし、豊中市が次に該当する場合、対象保育士は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ・前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市町村（ただし、令和6年度に限り、令和4年度及び令和5年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村は除く。）

また、令和2年度、令和3年度、4年度又は令和5年度から本事業による借り上げ支援を受けていた者で引き続き令和6年度も事業の対象となる者のうち、令和2年度、令和3年度、令和4年度又は令和5年度において「保育所等に採用された日から起算して5年以内の者」だった者は、令和6年度も引き続き、「保育所等に採用された日から起算して5年以内」の者とする。

(実施要件)

第5条 事業実施者は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしていないこと。
- (2) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。

(交付の対象)

第6条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。また、実際に入居実態のある月に発生する経費に限り、補助対象月数の上限は12か月とする。ただし、4月新規採用職員で採用月の賃借料等(礼金は除く)を採用月の前月に支払う場合は、補助対象月数の上限は13か月とする。

(1) 宿舍の借り上げにかかる費用で、賃借料、共益費(管理費)、更新料及び礼金。

(2) その他市長が相当と認めるもの。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に定める経費(入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額。ただし、上限額は別表のとおりとする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申込)

第8条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書(様式第1号)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、事業計画書(別紙様式1号)、収支予算書、不動産賃貸借契約書の写し、保育士証の写しを添付しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付申込があったときは、当該申込に係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 第9条及び第15条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第12条 補助金は、概算額を2回に分けて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始する者または年度途中で事業を終了する者に対する概算額の交付回数は、市長が別に定める。

3 前2項の規定による概算額の交付時期は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定の変更等)

第13条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等の内

容又は経費の配分に変更のあるときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

第14条 市長は、補助金の変更交付の申込があったときは、当該申込に係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第9条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときには、速やかに、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、変更交付を申し込んだ者に通知するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業実績報告書（別紙様式2号）、収支決算（見込）書、宿舍借り上げに係る支払証明書（領収書等）の写しを添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の精算）

第18条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第19条 補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）虚偽又は不正の手段により申込をしたとき。

（2）補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）補助金を他の用途に使用したとき。

（4）市職員の指示に従わないとき。

（書類の保管）

第20条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。

(附則)

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる場合について、平成30年度に限り本事業の対象保育士に保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（平成30年3月31日時点において現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）を加える。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる場合について、平成30年度及び平成31年度に限り本事業の対象保育士に、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（平成31年3月31日時点において前年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）を加える。

(附則)

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる場合について、平成30年度、平成31年度及び令和2年度に限り本事業の対象保育士に、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和2年3月31日時点において、平成29年度または平成30年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）を加える。

(附則)

この要綱は、令和３年８月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（附則）

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して５年以内又は９年以内の者となる場合について、令和３年度に限り本事業の対象保育士に、従前の例のとおり、保育所等に採用された日から起算して５年を超え１０年以内の者（令和３年３月３１日時点において、平成２９年度、平成３０年度又は令和元年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。）を加える。

（附則）

この要綱は、令和４年８月８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（附則）

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して５年以内又は８年以内の者となる場合について、令和４年度に限り本事業の対象保育士に、下記の者を加える。

- ・令和２年度（経過措置を含む）までに補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から起算して５年を超え１０年以内の者
- ・令和３年度に補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から５年を超え９年以内の者

（附則）

この要綱は、令和５年８月７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（附則）

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して５年以内又は７年以内の者となる場合について、令和５年度に限り本事業の対象保育士に、下記の者を加える。

- ・令和２年度（経過措置を含む）までに補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から起算して５年を超え１０年以内の者
- ・令和３年度に補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から５年を超え９年以内の者

（附則）

この要綱は、令和６年７月１１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（附則）

本事業の対象保育士が保育所等に採用された日から起算して５年以内又は６年以内の者となる場合について、令和６年度に限り本事業の対象保育士に、下記の者を加える。

- ・令和２年度（経過措置を含む）までに補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から起算して５年を超え１０年以内の者
- ・令和３年度に補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から５年を超え９年以内の者
- ・令和５年度に補助を開始し、現在まで継続して補助を受ける保育所等に採用された日から５年を超え７年以内の者

別表

補助対象経費	補助基準額（※） （職員１人当たりの月額上限）
第６条に定めるもの	73,000 円

※ 令和元年度から引き続き令和５年度において本事業の対象者であって、令和６年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の補助基準額を適用する。

１人当たり月額 82,000 円